

## 早期健全化基準未滿の 地方公共団体

### ○ 指標の整備と情報開示の徹底

#### ・フロー指標

##### 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

##### 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率

##### 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

#### ・ストック指標

##### 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

##### 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

## 経営健全化基準未滿の 公営企業

## 財政の早期健全化 (早期健全化団体)

### ○ 自主的な改善努力による財政健全化

・財政健全化計画を策定(議会の議決)

(策定にあたり外部監査の要求を義務付け)

・実施状況を毎年度議会に報告し公表

・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

・経営健全化計画を策定(議会の議決)

(策定にあたり外部監査の要求を義務付け)

・実施状況を毎年度議会に報告し公表

・経営健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

## 公営企業の経営の健全化 (経営健全化団体)

## 財政の再生 (財政再生団体)

### ○ 国等の関与による確実な再生

・財政健全化計画を策定(議会の議決)

(策定にあたり外部監査の要求を義務付け)

・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる

【同意無】災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限

【同意有】収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可

・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等には、予算の変更等を勧告

### 早期健全化基準

### 財政再生基準

実質赤字比率

道府県: 3.75%  
市区町村: 11.25%~15%

道府県: 5%  
市区町村: 20%

連結実質赤字比率

道府県: 8.75%  
市区町村: 16.25%~20%

道府県: 15%  
市区町村: 30%

実質公債費比率

25%

35%

将来負担比率

都道府県・政令市: 400%  
市区町村: 350%

資金不足比率

20%

(公営企業ごと)

### 経営健全化基準

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

※ 毎年度、健全化判断比率・資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告するとともに公表

### 1. 概況

- 人口・・・S35国調(最大時)107,972人 ➡ 財政再建団体移行前(H17国調) 13,001人 ➡ R6.4.1現在(住民基本台帳) 6,363人(3,893世帯)  
※65歳以上人口割合:53.9%(3,427人) ※低所得世帯支援給付金(3万円給付)の対象は約1,750世帯
- 面積・・・763.07km<sup>2</sup>(うち林野面積:91%)  
※東京都23区の総面積(618.89.km<sup>2</sup>)の約1.2倍

### 2. 炭鉱産業の盛衰

- 明治23年最初の炭鉱開発以降、戦時需要を経て、炭鉱産業が飛躍的に発展。
- 昭和30年代のエネルギー政策の転換により閉山が相次ぎ、平成2年に三菱南大夕張(みつびしみなみおおゆうばり)炭鉱を最後に全炭鉱が閉山。

### 3. 財政悪化要因

#### (1) 歳入減少

- ・炭鉱の閉山及びそれに伴う人口の急激な減少により、一般財源が大幅に減少  
※ H3 (ピーク時) : 9,759百万円 → H17 : 5,654百万円 (▲4,105百万円、▲42%)

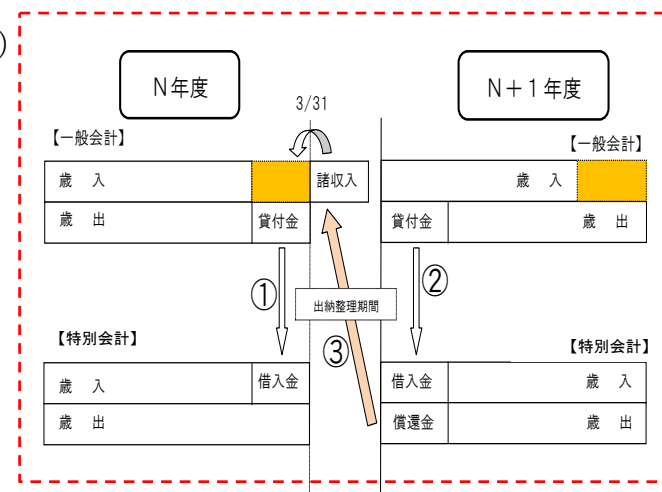
#### (2) 観光施設への過大投資と行政体制の効率化の遅れ

- ・観光施設整備(炭鉱のテーマパークの整備(S55)、ホテル・スキー場の取得(H14))による公債費等の負担、三セクの運営への赤字補てんの増大等
- ・歳入減少に伴うサービス水準の見直しや組織のスリム化が立ち遅れ、総人件費の抑制も不十分  
※ 職員数(普通会計・H17) 270人 人口当たり職員数は類似団体の約2倍

#### (3) 不適正な財務処理

- ・会計間で年度をまたがる貸付・償還等を行うことで赤字決算を先送り ➡

【夕張市の不適正な財務処理】



# 夕張市の財政再生に向けた取組み

## 財政破たんの発覚

平成18年6月10日の新聞報道を端緒として、夕張市における不適正な財務処理により表面化していなかった多額の赤字が明らかとなり、同月20日、当時の夕張市長が市議会において、地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建団体となる意向を表明。



## 取組みの概要

### (1) 計画期間

平成18年度～令和11年度

※ 平成18年度～平成21年度は、「地方財政再建促進特別措置法」に基づく財政再建

※ 平成21年度～令和11年度は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政再生

### (2) 解消すべき赤字額

353億円（平成18年度決算）

### (3) 財政再生のスキーム

- ・ 財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・ 財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
  - 同意を得た場合、通常の地方債に加え、収支不足額について再生振替特例債の起債可

※平成18年度から21年度に解消すべき赤字額のうち31億円を返済。

平成21年度末における残額322億円について、再生振替特例債を発行。

（令和8年度に償還完了予定、令和5年度末の残債額は75億円）

- ・ 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等には、総務大臣が予算の変更等を勧告

## 夕張市の財政再生に向けた取組み（続き）

### （4）歳入確保、歳出削減に向けた具体的な取組み

| 歳入の確保                                                                                                                                                                                                                       | 歳出の削減                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○市税の税率引上げ（超過課税）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税所得割：6.0%→6.5%（H19～H28）</li> <li>・固定資産税：1.4%→1.45%</li> <li>・軽自動車税：H27.4.1より前の取得分は標準税率の1.2倍等</li> </ul> <p>○使用料・手数料の見直し<br/>（ごみ処理手数料の新設、下水道使用料の引上げ等）</p> | <p>○人件費の見直し（職員数、給与水準等の削減）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数（普通会計）<br/>平成17年度270人→平成19年度140人→平成29年度127人→令和3年度以降138人</li> <li>・給与水準<br/>職員給与：H19.4から30%減、H22.4から20%減、H27.4から15%減、H29.4から9%減、H30.4から7%減、R5.4から5%減</li> </ul> <p>※ 近年の職員の採用については、採用予定者数を大きく上回る応募があり、予定どおりの採用者数を確保。（直近3年の採用者数（消防職員除く）：R4 10人、R5 6人、R6 5人）</p> <p>○公共施設の廃止・統合<br/>（小学校を7校から1校へ、中学校を4校から1校へ統合等）</p> <p>○各種団体補助等の廃止・縮減</p> |

### （5）財政再生計画の大幅見直し（H29.3月）後の主な取組み

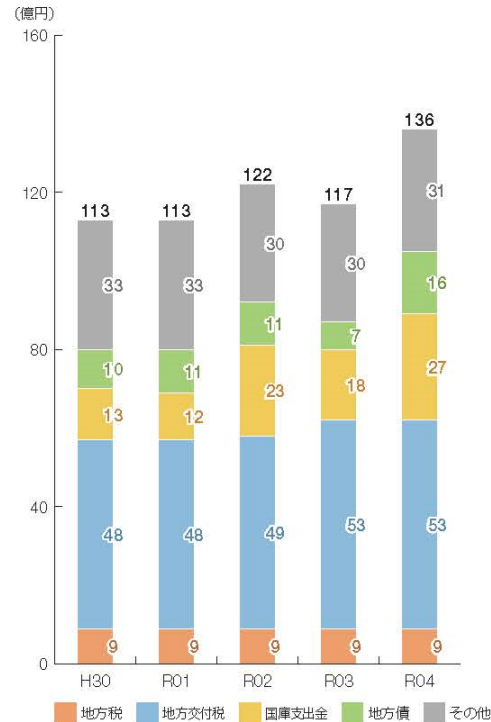
- 財政再生と地域再生の両立を目指し、地域再生に資する取組を追加
  - ア 若者の定住と子育て支援
  - イ 新たな人の流れ・交流人口の創出
  - ウ 地域資源を活用した働く場づくり
  - エ タ張の未来を創るプロジェクト
  - オ 持続可能なまちづくり
- 市民の負担軽減（市税の超過課税の一部廃止（市民税所得割（6.5% → 6.0%（標準税率））など）
- 行政執行体制の見直し（職員給与及び職員体制について、「全国市町村最低水準」から「全国都市最低水準」へ見直し）

### （6）財政再生の進捗状況

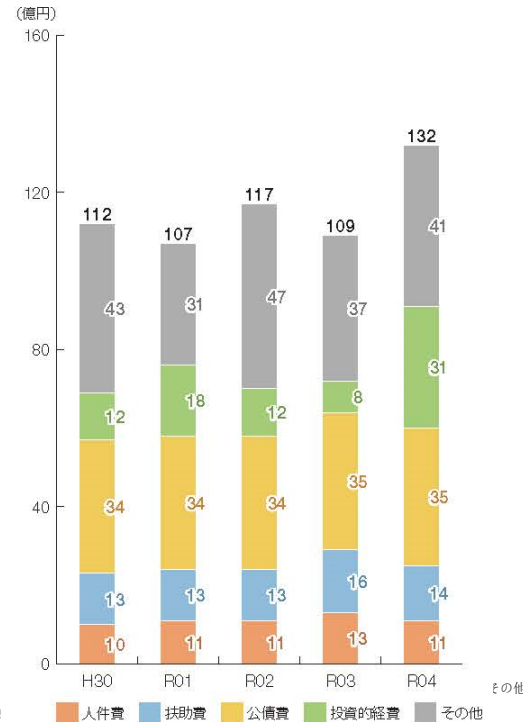
財政再生計画に基づき、財政再生に向けた取組みは順調に進んでいる。

- ・再生振替特例債の着実な償還 残債額322億円（H21決算）→75億円（R5末）
- ・将来負担比率が早期健全化基準（350%）を下回る水準まで改善 1,164.0%（H20決算）→171.7%（R5決算）

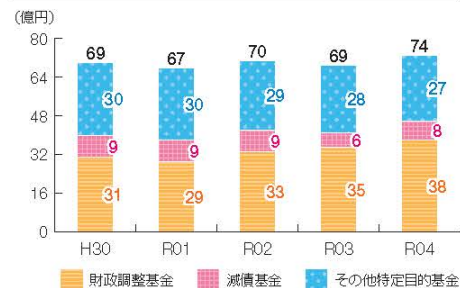
## 歳入の推移



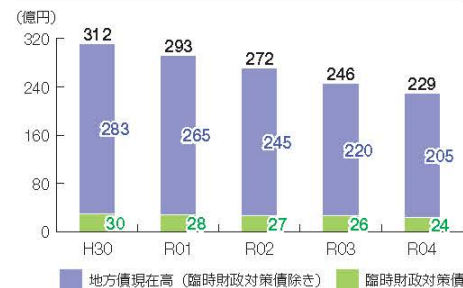
## 歳出の推移



## 基金残高の推移



## 地方債現在高の推移



## 団体概要

- 住民基本台帳人口(R5.1.1): 6,729 人
  - 高齢化率(R5.1.1): 53.9%
  - 面積・人口密度: 763 km<sup>2</sup>・9 人 / km<sup>2</sup>
  - 国勢調査人口
- | R2 ※括弧内は対H27年度比  | H27     |
|------------------|---------|
| 7,334 人(△ 17.1%) | 8,843 人 |
- ラスパイレス指数(R4.4.1): 89.4

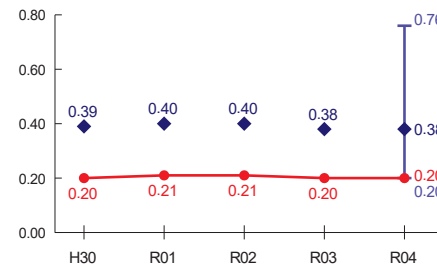
## 類似団体 都市 I-1

人口 50,000 人未満  
産業構造  
Ⅱ次、Ⅲ次 90% 未満  
(Ⅲ次 55% 以上)

※類似団体とは、市区町村を「人口」と産業構造」等によって 35 類型に分類したものである。

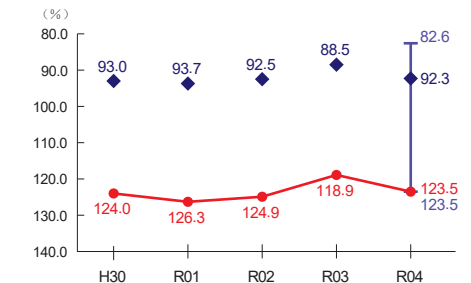
## 財政力指数 0.20 類似団体内順位 131/132

標準的財政需要を税収等で賄える度合いを示す指標



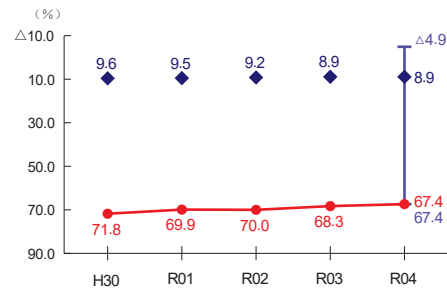
## 経常収支比率 123.5% 類似団体内順位 132/132

財政構造の硬直化の度合いを示す指標



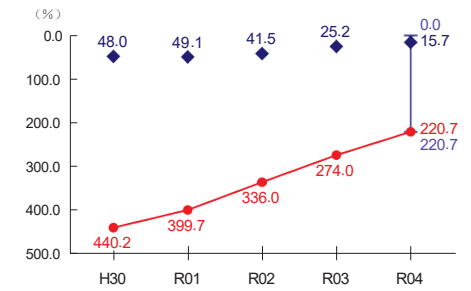
## 実質公債費比率 67.4% 類似団体内順位 132/132

地方債の償還額等の大きさの度合いを示す指標



## 将来負担比率 220.7% 類似団体内順位 132/132

将来負担すべき負債等の大きさの度合いを示す指標



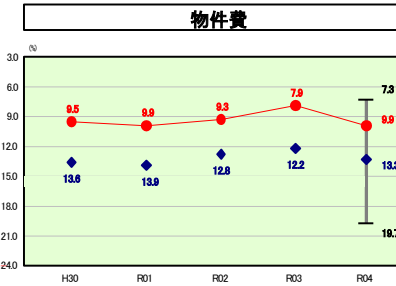
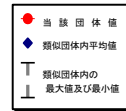
# 参考：夕張市の経常収支比率の分析

|        |            |                 |          |                         |   |
|--------|------------|-----------------|----------|-------------------------|---|
| 人口     | 6,729      | 人(R5.1.1現在)     | 実質赤字比率   | -                       | % |
| うち日本人  | 6,714      | 人(R5.1.1現在)     | 連結実質赤字比率 | -                       | % |
| 面積     | 763.07     | km <sup>2</sup> | 実質公債費比率  | 67.4                    | % |
| 歳入総額   | 13,570,482 | 千円              | 将来負担比率   | 220.7                   | % |
| 歳出総額   | 13,239,801 | 千円              |          |                         |   |
| 実質収支   | 327,198    | 千円              | 市町村類型    | H30 I-1 R01 I-1 R02 I-1 |   |
| 標準財政規模 | 4,831,237  | 千円              | (年度毎)    | R03 I-1 R04 I-1         |   |
| 地方債現在高 | 22,907,702 | 千円              |          |                         |   |

※ 市町村類型とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類したものである。当該団体と同じグループに属する団体を類似団体と言う。

※ 人口については、各調査対象年度の1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口に基づいている。

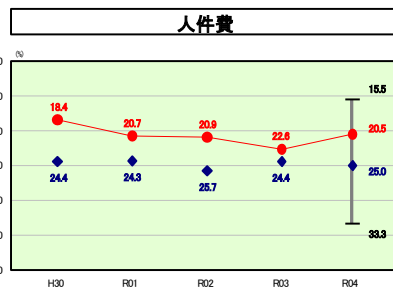
※ 類似団体内順位、全国平均、各都道府県平均は、令和4年度決算の状況である。また類似団体が存在しない場合、類似団体内順位を表示しない。



類似団体内順位 11/132 全国平均 14.9 北海道平均 13.8

#### 物件費の分析欄

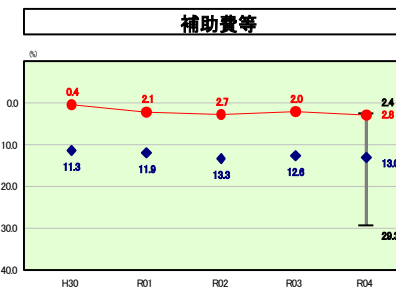
事務事業の見直しをベースに引き続き削減を図るとともに、契約事務の適正化や経費の節減に努めている。



類似団体内順位 15/132 全国平均 25.9 北海道平均 23.1

#### 人件費の分析欄

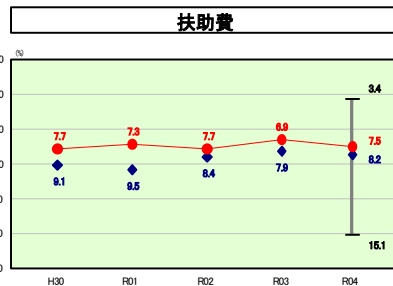
平成19年度に「財政再建計画」に基づく基本給及び各種手当の削減、特別職給与及び職員報酬の削減を行い、平成22年3月には引き続きこのような取り組みを基本とした「財政再生計画」を策定し、他都市との適切な比較のもとで職員数の適正化を進め、効率的な行政執行体制の確保及び人件費の抑制に努めている。



類似団体内順位 2/132 全国平均 10.5 北海道平均 10.8

#### 補助費等の分析欄

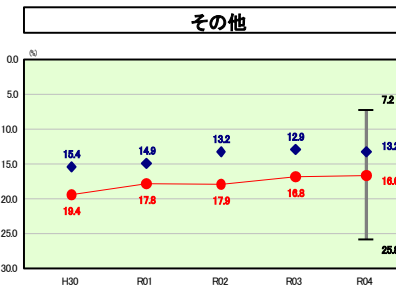
各種補助金の支出は、真に必要なものの以外は「財政再建計画」策定時に原則廃止としたが、引き続き必要性を十分考慮の上、同様の措置により抑制している。



類似団体内順位 53/132 全国平均 12.5 北海道平均 11.3

#### 扶助費の分析欄

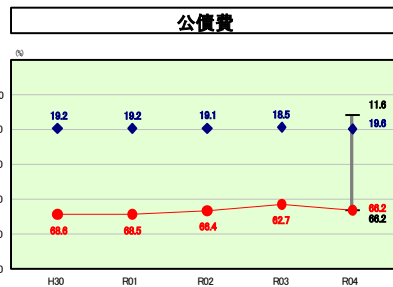
「財政再生計画」に基づき、単独事業については、高齢者、子どもたち及び教育活動への給付以外は原則として実施しないこととしている。



類似団体内順位 119/132 全国平均 12.4 北海道平均 14.4

#### その他の分析欄

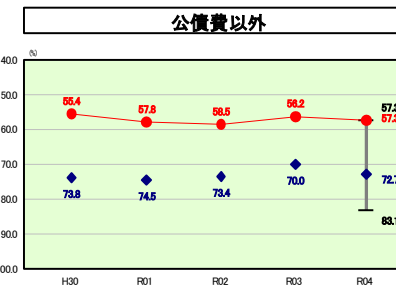
その他について類似団体平均を上回っているのは、特別会計に対する繰出金及び老朽化した公共施設や公営住宅等に係る維持補修費によるものである。



類似団体内順位 132/132 全国平均 18.0 北海道平均 17.6

#### 公債費の分析欄

多額の地方債を発行することで炭鉱閉山後の社会基盤整備を進めてきたが、平成19、20年度において公的資金の借換えを実施し、令和3年度までの総計で4億9千万円程度の公債費負担の軽減を図ったこと及び、償還終了など年次進行に伴い減少し、再生振替特例債を除く公債費において類似団体平均を下回るが、平成22年3月に借入れた再生振替特例債の元金償還が始まったことにより、平成25年度以降、歳出に占める公債費の割合は大幅に増加している。引き続き地方債の新規発行の抑制により、公債費負担の軽減に努めている。



類似団体内順位 1/132 全国平均 76.2 北海道平均 73.4

#### 公債費以外の分析欄

「財政再建計画」及び「財政再生計画」に基づく人件費等の削減により公債費を除いた経常収支比率は類似団体の中でも最も低い水準となっている。



**財政再生計画同意基準（平成二十一年総務省告示第百九十七号）****第一 総括的事項****一 同意基準の策定方針等**

- 1 財政再生計画同意基準（以下「本基準」という。）は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 10 条第 2 項の規定に基づき、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況にある地方公共団体が、計画的な財政の健全化を図る観点から定めるものとする。
- 2 本基準は、地方公共団体が地域における行政の実施及びその財政の運営にあたり法令上遵守すべき事項に留意し定めるものとする。

**二 その他**

- 1 財政再生計画の同意に関する地方自治法第 250 条の 3 第 1 項に規定する通常要すべき標準的な期間は、協議から同意まで、おおむね 1 ヶ月とする。
- 2 本基準における用語の使用については、法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成 20 年総務省令第 8 号）の例による。
- 3 本基準のほか、財政再生計画の同意にあたり必要な事項は別に定めるものとする。

**第二 同意基準**

総務大臣は、財政再生計画について協議を受けた場合には、法の規定に基づき適切に策定された財政再生計画であり、この同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

また、財政再生計画の同意に当たっては、同意を求める地方公共団体の実情を踏まえ、審査を行うものとする。

**一 計画策定方針**

- 1 財政の状況が著しく悪化した要因の分析の結果が公正妥当なものであること。
- 2 実質赤字額がある場合にあっては、一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復する計画であること。
- 3 連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあっては、それぞれの比率を早期健全化基準未満とする計画であること。
- 4 再生振替特例債を起こす場合にあっては、当該再生振替特例債の償還を完了する計画であること。
- 5 財政再生計画の達成に必要な各会計ごとの取組が明らかにされているものであること。

**二 計画期間**

財政の再生を図るため必要な最小限度の期間内であること。

### 三 歳入

- 1 あらゆる資料に基づき正確にその財源を捕そくし、かつ、経済の現実に即応してその収入を算定し、計画に計上しているものであること。
- 2 計画的かつ確実な財政の再生を行うことが可能な歳入を見込むものであること。

### 四 歳出

- 1 法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準によりその経費を算定し、計画に計上しているものであること。
- 2 計画的かつ確実な財政の再生を行うことが可能な歳出を見込むものであること。
- 3 計画期間が財政の再生を図るために必要な最小限度のものとなるように、必要かつ最少の限度の歳出を見込むものであること。

### 第三 財政再生計画の変更の同意基準

総務大臣は、同意を得ている財政再生計画を変更するための協議を受けた場合には、法の規定に基づき適切に策定された財政再生計画であり、第二に定める同意基準のほか、この財政再生計画の変更の同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

また、財政再生計画の変更の同意に当たっては、同意を求める地方公共団体の実情を踏まえ、審査を行うものとする。

#### 一 変更の事由等

- 1 財政再生計画の策定に際して予想することが困難であった事象が発生し、既に同意を得ている財政再生計画による財政の再生が困難であり、その変更がやむを得ない場合であること。
- 2 法第10条第6項ただし書の規定に基づく協議を受けた場合にあっては、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得る時間的余裕がなかったものであること。

#### 二 財政再生計画の変更方針

- 1 財政の再生に支障を来すものでないこと。
- 2 必要最小限度の変更であり、財源の増加を理由としていたずらに財政規模を拡大させるものではないこと。
- 3 大規模な災害等による特別の場合を除き、原則として、計画期間の延長を伴うものではないこと。